

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表						
記入年月日	平成18年4月21日			記入者		連絡先 2696
部 名	保健福祉部		課 名	こども育成課		課長名 瀬戸 茂美
事務事業名	婦人保護事業					
予算上の事務事業名	婦人保護事業					
1 総合計画における位置づけ				施策コード	11410	
基本目標	I「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして					
政 策 名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります					
基本施策名	第4節 援護を要する人の自立援助					事業開始年度
施 策 名	第1施策 生活の安定					昭和63年以前 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等						
売春防止法 相模原市婦人相談員設置要綱						
3 個別計画の概要				概要		
計画名	次世代育成支援行動計画			少子化が進行する中で、次代を担う子どもと子育て家庭を総合的に支援することを目的に、子育て・子育て支援施策の方向性や目標を定めたもの		
計画年次	17	年度～	21	年度		
4 事業形態の区分 窓口・相談 ▼						
5 事業概要						
(1) 事業の目的 (何のために行うのか、またはもたらしたい成果)					(2) 対象 (誰、何)	
<p>売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談指導を行うとともに、女性のさまざまな悩み事の相談相手になり、助言指導を行う。</p> <p>また、ドメスティック・バイオレンスの被害にあった女性に対する相談や一時保護にあたる。</p> <p>なお、事業費には被害女性を保護する際に必要となった移送費等に充てる扶助費を含む。</p>					相談、保護を必要とする女性	
(3) 平成17年度事業の内容 (活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容 (活動)なのか。						
<p>婦人相談員相談状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間関係 512件 (うち、夫等の暴力 154件、離婚問題 112件) ・ 住宅問題 63件 ・ 経済問題 72件 ・ 医療関係 32件 ・ 売防法関係 1件 合計680件 <p>移送費等の支弁 7件</p>						
6 関連・類似事業や他市の状況						
ソレイユさがみにおいて「女性相談」を実施している。 神奈川県、指定都市以外では、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市が設置している。						
7 事業費の推移 [単位：千円]						
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
事 業 費	3,387	7,357	7,641	7,779	7,779	
一般財源	2,044	4,651	4,929	5,067	5,067	
受益者負担金	0	0	0	0	0	
その他の特定財源	1,343	2,706	2,712	2,712	2,712	
人件費の合計	1,362	1,372	1,372	1,372	1,372	
事業コスト合計	4,749	8,729	9,013	9,151	9,151	
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率						
事業名 (または、主たる事業名)	婦人相談業務			対象名称と単位	相談を必要とする女性	
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
事業コスト(主たる事業)	4,749	8,729	9,013	9,151	9,151	
対象数	676	682	680	680	680	
単位あたり経費(円)	7,025	12,799	13,254	13,457	13,457	
前年度比		1.82	1.04	1.02	1.00	

9 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	婦人相談員延勤務日数	指標式と指標の説明	相談員人数×年間勤務日数		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度（目標）
実績	283.0	573.0	562.0		
目標	283.0	573.0	562.0	562.0	558.0
目標達成度（%）	100.0	100.0	100.0		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	1 相談員1日当たり受理件数	指標式と指標の説明	年間受理件数／年間延勤務日数		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度（目標）
実績	2.3	1.2	1.2		
目標	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
目標達成度（%）	230.0	120.0	120.0		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A：妥当である・B：妥当性に課題がある・C：妥当でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A：有効である・B：有効性を高める余地がある・C：有効でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A：効率が良い・B：効率性を高める余地がある・C：効率が悪い]					
B	<input type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価（一次評価）					
(1) 自動判定結果					
★★★★	[★★★★]：良好な状態を維持する事業				
	[★★★★]：概ね良好な状況である事業				
	[★★★]：見直しを行う必要がある事業				
	[★]：抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価（今後の方向性）			(3) 課長の評価に関する説明		
拡充・充実	<input checked="" type="checkbox"/>	・拡充・充実		婦人保護事業は、女性の悩み事の相談や助言指導、ドメスティック・バイオレンスの被害にあった女性の相談、一時保護にあたる必要な事業となっている。合併により地域が拡大されたことに伴い、相談事業の拡充、充実を図る必要がある。	
	<input type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策 相談の継続性、相談者の利便性を向上させる。			14 課題として認識されたこと 相談の継続性を確保する必要がある。 合併により地域が拡大されたことに伴い、相談業務実施箇所について検討する。		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
拡充・充実	<input checked="" type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			